

産後ケア事業の内容

ママの健康管理・
産後の生活アドバイス

赤ちゃんの体重測定
発育・発達の確認

乳房ケア
授乳方法指導

育児相談
子育て情報

利用された方の声

日常ではあまり意識したことがなかったが、自分自身が知らずのうちに緊張状態に常になっていたようだった。休息できたことで、より一層子供に愛情を注げるようになれそうな気がした。

宿泊型利用 T様

乳房マッサージや母乳育児、体重について相談できて、不安も解消でき、霧が晴れたような気分になるくらい前向きになれた。

通所型利用 I様

令和7年度

伊丹市 産後ケア事業のご案内

本チラシの内容は令和8年3月31日までの情報です

産後のママの「からだ」と「こころ」のケア、助産師による乳房ケアや授乳のアドバイス、育児に関する相談等により、ママの不安を少しでも軽減し、赤ちゃんとの生活に前向きになれるよう、産後ケアの利用にかかる費用の一部を伊丹市が負担し支援します。

対 象

- 伊丹市に住民票がある産後1年以内のママと、赤ちゃん（1歳の誕生日の前日まで）
- 母子共に感染症にかかっておらず、入院加療等が必要ない方（赤ちゃんのみ入院加療が必要な場合はママのみ利用可能）
- 流産・死産を経験して1年以内の方

利用内容・料金

- 利用回数の上限は宿泊型・通所型・訪問型あわせて、**7回**（例：1泊2日は、2回とカウントします。）
- 利用できる施設は兵庫県と産後ケア事業の集合契約をしている施設です。詳しくは伊丹市のホームページをご確認ください。
- 利用時間は施設により異なります。

サービス	一般世帯	多胎児の場合	市民税非課税世帯 生活保護世帯	利用例 (一般世帯の自己負担額)
宿泊型	3,100円/日	1人につき + 700円/日	0円	1泊2日で 6,200円
通所型	340円/時間	1人につき + 100円/時間	0円	6時間で 2,040円
訪問型	500円/時間	1人につき + 100円/時間	0円	2時間で 1,000円

市ホームページは
こちらから



申請方法・利用の流れ

STEP 1

オンラインで申請（窓口でも申請可能）

「伊丹市オンライン申請ポータル」を初めて利用する方は、利用登録を行う必要があります。
「新規登録」より利用登録を行ってください。

オンライン申請

「伊丹市オンライン申請ポータル」より手続きします。
ログインし「伊丹市産後ケア事業利用申請」から、申請してください。

※ 定期的なシステムメンテナンスにより利用できない日時があります
のでご注意ください。

※ 登録に際して不明点等がある場合は「ヘルプ」「よくある質問」を
ご覧ください。

〈産後1年以内の方は
こちらから〉



〈流産・死産を経験して
1年以内の方はこちらから〉



※ 申請は出産後から可能です。ただし、出産に伴う入院に引き続き宿泊型を利用する場合のみ、
妊娠34週以降から申請できます。

STEP 2

市の助産師・保健師による利用に関する聞き取りと説明

申請の内容を確認後、1週間以内に電話連絡します。

※ 年末年始や休日、祝日が続く場合は、1週間を超えることがあります。

※ 窓口申請の方は保健センター窓口にて対面で聞き取りと説明をします。母子手帳をお持ちください。

※ 市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、利用料金の免除ができます。

・生活保護世帯の方は、生活保護を受給していることを証する書類をご提出ください。

・市民税非課税世帯の方は、非課税証明書をご提出ください。公簿等により確認できる場合は提出を省略できます。

・申請した年の1月2日以降に転入した方は、転入前市区町村の発行した市県民税課税証明書（コピー可）をご提出ください。

STEP 3

産後ケア事業利用券（本人用）が自宅に届く

利用券を発行するまでに1週間程度かかります。

STEP 4

利用希望者が施設へ連絡し、日時を予約

施設の状況によっては、希望どおりの利用ができない場合があります。

STEP 5

予約日にサービスを利用

利用料金は、各施設にてお支払いいただき、領収書を受領してください。

《 注 意 事 項 》

- 予約した利用日を変更・キャンセルする場合は、施設が定める期限までに施設へ直接ご連絡ください。なお、期限までに連絡されなかった場合は、キャンセル料が発生する施設もあります。キャンセル料は直接施設へお支払いください。市民税非課税世帯・生活保護世帯においても同様の扱いになります。
- 産後ケア事業利用料金に含まれるものは、産後ケアサービス料（相談や指導、乳房ケアなど）、食事です。この内容以外で利用施設が用意する物品やオプションサービスを利用された場合は自己負担となります。
- おむつ・ミルク・離乳食・衣類の洗濯設備の提供や多胎児の受け入れ、夫や上の子の同伴、また感染症にかかる検査などについては、施設により取り扱いが異なりますので利用施設へご確認ください。
- 今後の子育て支援のために、施設と市でママの産後ケア利用時の状況などについて情報共有させていただきます。
- 産後ケアは医療ではありません。利用される方の心身の健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。（医療受診が必要な場合等）

問い合わせ先

伊丹市立保健センター（伊丹市千僧 1-1-1 いたみ総合保健センター1階）
TEL：072-784-8034 / FAX：072-784-3281